

# 江津市小型風力発電施設設置に係るガイドライン

平成 30 年 4 月 1 日

## 1. 目的

このガイドラインは、江津市において小型風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「小型風力発電施設等」という。）の建設にあたって、環境保全、景観形成の観点から事業者が自主的に遵守する事項を定めるものとする。

なお、本ガイドラインは、社会情勢や環境の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

## 2. ガイドラインの対象となる小型風力発電施設等

江津市において発電規模が 20kw 未満の小型風力発電施設等の新設、増設、又は大規模な改修（以下「建設等」という。）を行う場合を対象とする。

ただし、売電を主目的としない公共的なものは対象外とする。

## 3. 対象地域

江津市内全域とする。

## 4. 建設等における基準

### (1) 住宅等からの距離

原則、住宅等（学校、保育所、病院、福祉施設等、住民が利用する施設を含む。）から 200m 以上離れること。ただし、これら住宅等の居住者及び利用者の合意が得られた場合はこの限りではない。

### (2) 騒音・低周波音対策

建設後、騒音、低周波音の障害又は苦情が発生したときは、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を江津市に報告すること。

### (3) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

### (4) 自然環境

小型風力発電施設等の建設等によって、動植物へ与える影響に十分配慮し、必要な措置を講ずること。

### (5) 景観対策

①江津市景観条例（平成 26 年 9 月 22 日条例第 25 号）および江津市景観計画におけ

る景観特性を踏まえた視点場からの眺望に配慮し、周辺環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

②事業者は景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じるものとする。

③事業者が小型風力発電施設等およびその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

#### (6) 光害

小型風力発電施設等およびその周辺に照明器具等を設置する場合には、周辺環境への影響が発生しないよう、必要な措置を講ずるものとする。

#### (7) 文化財保護

小型風力発電施設等の建設等に当たっては、建設等の影響から文化財を保護するよう努めること。

### 5. その他

(1) 道路法、農地法、景観法、森林法、文化財保護法など関連する法律の定めを遵守するとともに、関係機関や近隣の自治会との事前協議を十分に行うこと。

(2) 小型風力発電施設等の建設前に設置地域や規模の概要について、地域住民(地権者、自治会、地域コミュニティ組織等) に対し事業説明するものとする。また、事業説明会の実施結果について江津市に報告すること。

(3) 住民等から事業者へ申し入れ等があった場合は、申し入れ事項について誠意をもって対応するとともに、その内容を江津市に報告すること。

(4) 小型風力発電施設等での事業が終了したときは、自らの責任において施設の撤去等を行うこと。また、発電事業終了から撤去等までの期間においては、小型風力発電施設等の倒壊等により周辺に危険が及ぶことがないよう適切な措置を講ずること。